

令和3年4月21日

消費者支援ネットワークいしかわと株式会社東急モールズデベロップメントとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「消費者支援ネットワークいしかわ」という。）が、株式会社東急モールズデベロップメント（以下「東急モールズデベロップメント」という。）に対し、東急モールズデベロップメントが運営する特定の複合商業施設において一定額の買物をした場合などに駐車料金が1時間又は2時間無料になるサービス（以下「本件サービス」という。）に関する同社ホームページの下記対象表示について、下記のとおり主張して、当該表示が不当景品類及び不当表示防止法^(※)に規定する有利誤認表示に該当することを理由に、同法第30条第1項第2号の規定に基づき、有利誤認表示のおそれを生じさせない記載への修正を求めた事案である。

記

(対象表示)

「2,000円（税別）以上お買い上げのお客様は、駐車料金が1時間サービスとなります。

ご飲食の場合は、3,000円（税別）以上で駐車料金が1時間サービスとなります。
(以下略)」

(主張)

実際には、税別3,000円よりも高額な飲食をしなければ本件サービスを受けられない飲食店があるほか、飲食店以外の店舗においても、税別2,000円よりも高額の買物をしなければ本件サービスを受けられない店舗や、そもそも本件サービスの対象外となっている店舗がある。

そのため、本件サービスの価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に当たる。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 [略]

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

2・3 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和2年9月7日、東急モールズデベロップメントは、消費者支援ネットワークいしかわに対し、上記の申入れに係る表示を改善したことについて連絡した。

これを受けて、令和2年11月25日、消費者支援ネットワークいしかわは、申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（法人番号 5220005007848）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社東急モールズデベロップメント（法人番号 9011001014450）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9148

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html